

Discussion Paper No. 14
Toyota Technological Institute

動物実験の倫理

浅野幸治

豊田工業大学

目次

序	1
第1節 動物実験の倫理	1
第2節 批判の検討	3
第3節 動物実験の論理とその批判	6
参考文献	14

序¹

一ノ瀬正樹は、「動物たちの叫び」と題する論考の中で、道徳的配慮度というものを考案し、それでもって動物実験の倫理を確立するための基礎を提供しようという果敢な試みを行っている。それに対して私は昨年度、道徳的配慮度という考え方を批判する論文を発表した（浅野2016）。そうすると、「では、お前は、どういう動物実験の倫理を提案するのか。お前の代替案は何か」と言われるだろう。そうした当然の疑問に答えて、私自身の動物実験の倫理を提示することが、本稿の目的である。

ところで一ノ瀬は、動物実験の倫理ということではいくらか広い範囲のことを考えているようである。にもかかわらず、動物実験の倫理の中心的関心は、どのような動物実験ならば許され、どのような動物実験は許されないかの判定基準を提供することにある。本稿での私の関心も、この狭い意味での動物実験の倫理である。

第1節 動物実験の倫理

動物実験の倫理は、動物を対象とした実験を律するための倫理である。より具体的には、すぐ上で述べたように、どのような動物実験ならば許され、どのような動物実験は許されないかの判定基準を明示することを狙いとする。ところで、すべての人間は動物である。したがって、動物実験の倫理は、人間を対象とした実験にも当てはまる。言い換えると、動物実験の倫理を、人間を対象とした実験に適用した場合に反直観的なことになるようならば、そのような動物実験の倫理は適切ではない。

では、動物実験が許容されるための条件は何か。最も重要な条件は、自由な同意、詳しくは十分な説明が与えられた上での自由な同意である。例えば、私を対象とした実験が道徳的に許されるかどうかは、私がそのことに同意するかどうかによって決定的に依存する。もし私が同意したならば、私を対象としてその実験を行うことは、道徳的に許されようである²。しかし、もし反対に私が同意しないならば、そのような実験を私に対して行うことは、許されない。

けれども、本人に自由な同意を与える能力がない場合には、どうなるか。例えば、子

¹ 本稿は、2016年7月に京都大学応用哲学・倫理学教育研究センターのワークショップ「人と動物の倫理研究会 第2回研究会」で発表した原稿に若干の加筆修正をしたものである。

² もちろん、私の同意が本当に自由なものであることが、必要である。

供には十分な理解力があるとは考えられない。その場合には、おそらくは親が、子供に代わって、子供の最善の利益を考えて、あるいは利益・不利益を十分に考慮した上で³、実験に同意するかどうかの判断をすることになる。ただし親は、子供を虐待することがありうるように、子供の最善の利益を考えると限らない。そうした場合には、親ではなくして別の人が、子供の最善の利益を考えて、判断しなければならない。

人間以外の動物の場合も、子供の場合と同様である。人間以外の動物も、自由な同意を与える能力がない。したがって、誰か別の人が、動物の最善の利益を考えて実験に同意するかどうかを判断しなければならない。例えば、ある犬が人間によって家族同様に愛され飼養されているならば、そのような人は、おそらくその犬を対象とした実験に同意するかどうかを判断するための適任者であろう。けれども、その人の判断が本当に犬の最善の利益を考えたものかどうか疑われるような場合には、別の人が介入する必要があるだろう。そのような介入が可能になるのは、犬にとっての最善の利益が何であるかに関して、ある程度客観的な判断ができるからである。

犬が、今述べたように、人によって愛されている場合には幸いである。牛や馬や豚や鶏は、飼い主によってそれなりに愛されているかもしれない。けれども、動物の最善の利益あるいは不利益に関して、飼い主の判断は金銭的誘惑によって曇らされる可能性が十分にある。したがって、牛や馬や豚や鶏を対象とした実験を行うに当たっては、より慎重でなければならない。動物の最善の利益に関して飼い主の判断が疑わしい場合、動物自身に代わって判断を行うべきなのは、獣医または動物愛護運動家であろう。

ハツカネズミの場合も同様である。ハツカネズミを対象とした実験が道徳的に許されるかどうか、ハツカネズミが自由な同意を与えることができない以上、代理人がハツカネズミの最善の利益を考えて判断せざるをえない。この判断に際して、もし獣医に利益相反があるならば、言い換えると獣医自身の利益とハツカネズミの利益とが対立するならば、獣医は代理人として適切ではない。その場合には、利害関係のない第3者で

³ 子供自身の疾患の治療を目的とする治療的（臨床的）研究の場合には、子供自身の最善の利益が考えられるべきである。しかし、それ以外の実験の場合、子供自身にとって基本的に利益はない。したがって、その場合、子供が過大な不利益を被らないように配慮することが重要である。人間を被験者とする医学研究の倫理については、世界医師会の「ヘルシンキ宣言」および国際医科学団体協議会（CIOMS）の倫理指針も参照。ただし以下では、表現が長つたらしくなるので、「あるいは利益……考慮した上で」という条件は省略して、繰り返さない。

あって、しかもハツカネズミの最善の利益を真剣に考えてくれる人、例えば動物福祉論者が代理人になる必要がある。

以上を一般的にまとめれば、こうなる。被験者に自由な同意を与える能力がある場合には、被験者が自分で実験の可否を判断し、被験者に自由な同意を与える能力がない場合には、代理人が被験者の最善の利益を考えて実験の可否を判断する。この後半部分をごく簡単に言えば、自分の子供に対して行ってよいような実験ならば許され、そうでないような実験ならば許されない、ということになる。

第2節 批判の検討

上の第1節では、私が考える動物実験の倫理を提示した。それは、非常に保守的、無難なように考えられている。言い換えれば、できるだけ間違いを犯さないような方向で考えられている。実際に、上のような動物実験の倫理に従えば、誰の権利を侵害することもないだろう。

けれども、上の動物実験の倫理に対しても批判はあるだろう。以下では、想定される批判に答えていく。そうすることで、私の提案する動物実験の倫理を、より十全に擁護できるだろう。

第1の批判 浅野の議論は、「動物」という言葉の二義性を利用している。したがって、浅野が言う動物実験の倫理は、現在の日本で普通に「動物実験の倫理」と呼ばれているものとは別物である。

たしかに私は、今現在日本で行われている動物実験の倫理に代わる新しい動物実験の倫理を提案しているので、それは今の「動物実験の倫理」とは別物である。しかし、だからといって、私の動物実験の倫理が間違いだとか正しくないということにはならない。それどころか、私の動物実験の倫理は、今の日本で一般的に受け入れられている生命倫理上の原則、インフォームド・コンセントつまり説明と同意という考え方を踏襲しているにすぎない。

この批判で述べられる「動物」という言葉の二義性とは、「動物」という言葉に広狭2つの意味があるということである。広い意味では、動物は人間を含む、すなわち人間は動物である。他方、狭い意味では、人間は動物ではない。この狭い意味では「動物」は、人間以外の動物を指す。今現在日本で、「動物実験の倫理」という言葉は狭い意味

で使われている。他方、私は、「動物実験の倫理」を広い意味で使っている。だから、私は言葉の意味をすり替えているというのが、第1の批判の趣旨である。

しかし、狭い意味での動物は、広い意味での動物でもある。したがって、広い意味での動物に当てはまることは、狭い意味での動物にも当てはまる。言い換えると、私が言う動物実験の倫理が犬や豚やハツカネズミに当てはまらないということにはならない。私が考える動物実験の倫理は、人間にも人間以外の動物にも共通に当てはまる規範である⁴。

次の批判は、こうである。

第2の批判 浅野は、人間とそれ以外の動物を一緒くたにしている。

たしかに、私が考える動物実験の倫理は、人間にもそれ以外の動物にも共通に当てはまる。しかし、私は、人間と人間以外の動物との間にさまざまな違いがあることを否定しているのではない。実際に、さまざまな違いがある。例えば、人間とは違って、ペンギンにはたくさんの羽と分厚い皮下脂肪がある。だから、人間に裸で氷点下の部屋で生活してもらい、その行動を観察するというような実験は、許されないだろう。けれども、ペンギンに氷点下の環境で生活してもらい、その行動を観察する実験は、許されそうである。もう1つ、人間と象を例にとってみよう。一定量の薬物を人間に投与した場合、人間の身体に悪影響を与えるので、そのような投与を伴う実験は許されないとしよう。けれども、人間よりも体がずっと大きな象は、同じ薬物を同じ分量だけ投与されても、さしたる影響を受けないかもしれない。その場合、それだけの投与を伴う実験は、象を対象としては許されるかもしれない。もう1つ、人間とハツカネズミを例に考えてみよう。別の薬物を一定量だけ人間に投与した場合、人間の身体はいくらかの影響を受けるとしよう。その場合、本人の自由な同意が得られるならば、それだけの薬物が人間に与える影響を観察する実験は、許される可能性がありそうである。けれども、人間よりも体がずっと小さいハツカネズミの場合、それだけの薬物の投与が致命的だとしよう。そうだとすれば、それだけの薬物をハツカネズミに投与する実験は、おそらく許されない

⁴ たしかに動物実験の倫理が人間にも人間以外の動物にも共通に当てはまる規範だとしても、人間に対しては特別な義務があるのではないかと問われるかもしれない。その通りである。私には、おそらく人間に対してだけ（他の動物に対してではない）なにか特別な義務がありうるだろうし、私の家族に対してはなにか特別な義務が現にあるだろう。

だろう。このように、人間の身体と他の動物の身体は、必ずしも同じとは限らない。さまざまな違いがある。だから、同じ実験でも、人間に対しては許されないけれども他の動物に対しては許されたり、他の動物に対しては許されないけれども人間に対しては許されたりということがありうるだろう。

しかし、人間の胃が癌細胞によって冒されることがあるように、ハツカネズミの胃も癌細胞によって冒されることがあるとしよう。その場合、人間の胃が癌細胞によって冒されることが悪いことであるのと同じように、ハツカネズミの胃が癌細胞によって冒されることも悪いことである。それは、胃が癌細胞によって冒されることが、当の人間にとって悪いことであるのと同じように、当のハツカネズミにとって悪いことである。胃が癌細胞によって冒されたとき、人間が傷つくのと同じように、ハツカネズミも傷つくということである。

このように、人間の身体と人間以外の動物の身体の違いがある限り、人間に対する扱いと人間以外の動物に対する扱いは、必ずしも同じにはならない。しかし、人間の身体と人間以外の動物の身体が同じようなものである限りは、同一の動物実験の倫理が同じように当てはまる。

3つ目の批判は、こうである。

第3の批判 浅野は、難病に苦しむ患者さんの権利を無視している。

そうではない。私は、人間には自然権として人権（ないし基本的人権）があると考えている。では、人権とは何か。私見では、人権は、3つの層に分けて考えることができる。第1に、絶対的人権がある。これは、生命権と身体の安全保障権と行動の自由権である。生命権とは、殺されない権利である。身体の安全保障権とは、傷つけられない権利である。行動の自由権とは、身体が拘束されたり身体の動きが制限されたりしない権利である。これらが絶対的人権だということの意味は、これらの権利が絶対的に重要であり、いかなる社会においても尊重されなければならない最重要の権利だということである。第2に来るのが、それ以外のさまざまな自由権である。例えば、宗教の自由や思想の自由である。ここには政治的権利も含まれる。以上の2種類が、普通に言うところの自由権ないし第1世代の人権である。第3に、社会権がある。例えば、教育を受ける権利や医療を受ける権利である。これは、第2世代の人権とも呼ばれる。第1世代の人

権と第2世代の人権の大まかな違いは、第1世代の人権が消極的な権利であるのに対して、第2世代の人権は積極的な権利だという点にある。つまり、第1世代の人権は、他人や政府からなにかをされない権利である。他方、ある人の第2世代の人権を充足するためには、しばしば他人や政府は積極的になにかをしなければならない。また、第2世代の人権の場合、例えば一言で教育や医療と言っても、どこまでかということが問題になる。初等教育や基礎的医療は、おそらく普遍的に要求されるだろう。少なくとも現代の世界では、すべての社会で要求されるだろう。それどころか、日本のように豊かな先進国では、初等教育だけでは充分ではなくて、中学校の教育でも充分ではなくて、おそらく高校の教育までが権利として要求されるだろう。医療についても同様である。日本のように豊かな先進国では、基礎的医療だけでは充分ではないだろう。おそらく、かなり高度な医療までもが権利として要求されるだろう。実際に私たちは、かなり高度な医療機器やかなり高度な手術でも当然のこととして享受している。

さて、基本的人権とは、以上のようなものである。そのなかで、患者さんの権利と関係してきそうなのは、生命権と身体の安全保障権と医療を受ける権利の3つである。私が考える動物実験の倫理は、まず患者さんを殺さない、患者さんを傷つけないことを保障する。医療を受ける権利も当然である。患者には、かなり高度なものも含めて、通常の医療を受ける権利がある。しかし、この基本的人権の中には、先進医療は含まれないし、動物実験を用いた新技術の開発も含まれない。たしかに、医学医療の進歩は、好ましいことには違いないだろう。けれども、それは誰の権利でも誰の義務でもない。

たしかに、医術の発達に務めることは、医者職業上の義務であるかもしれない。しかし、そのためにはなにをしても構わないということにはならない。例えば、医学研究者は、たとえ研究のためであっても、研究費を不正に使ってはならない。同じように、たとえ治療法や新薬の開発のためであっても、人間として他の動物に間違ったことをしてはならない。

第3節 動物実験の論理とその批判

第1節の終わりで私は、動物実験の倫理の分かりやすい指針として、「自分の子供に対して行ってもよいような実験ならば許され、そうでないような実験ならば許されな

い」と述べた。この考えの背後にあって、この考えを支えている根本的な道徳原理は何だろうか。それは、傷つけるな、という原理である。より詳しくは、自分と同じような身体をもって自分と同じように傷つきうる存在者を傷つけるな、ということである。別の言い方をすると、傷つきえない存在者には、「傷つけるな」という道徳原理が適用されない。では何が傷つきうる存在者であり、何が傷つきえない存在者なのか。この決定的に重要な分かれ目を示すのは、快苦を感じる能力である。ある存在者が苦痛を感じるならば、そのことは、その存在者が傷ついているということを示すだろう。反対に、もしある存在者がなんらか最低限の意味でも苦痛を感じるということが言えなければ、そのような存在者については「傷つく」とか「利益」という概念は意味をなさない。

では、より具体的に、何が傷つきうる存在者であり、何が傷つきえない存在者か。まず、無機物や植物は快苦の感覚がないので、傷つきえない。細菌や原虫、軟体動物や昆虫は、どうか。よく分からない。しかし、哺乳類は、人間と同様な身体構造をもっており、明白に快苦を感じる。

さてここで振り返って、そもそも動物実験とは何か。ここで、広い意味での動物実験と典型的な動物実験とを区別することが有益である。広い意味での動物実験とは、およそ動物と考えられる、ありとあらゆる存在者を対象とした実験である。ここには、当然、軟体動物や昆虫も含まれる。しかしながら、典型的な動物実験とは、動物実験らしい動物実験であり、もっぱら哺乳類を対象とした実験である。どういうことか。日本実験動物協会が発表している2013年度の実験動物総販売数を見てみよう。マウスが約396万2千匹、ラットが約122万600匹、モルモットが約10万1千匹、ハムスター類が約1万3千匹、その他げっ歯類が約2千100匹、ウサギが約5万9千800匹、イヌが約6千400匹、ネコが約600匹、サル類が約3千匹、ブタが約2千800匹、その他哺乳類が約300匹、鳥類が約9千600匹、哺乳類以外の両生類と魚類が約5千800匹で、総計約538万7千匹である⁵（日本実験動物協会：4）。この中で、哺乳類が99%以上を占める。この哺乳類を対象とした実験が、典型的な動物実験である⁶。もちろん、実験動物に哺乳類が好まれる理由は、想像に難くない。哺乳類は、人間と同じような身体構造をしているからである。

これだけの数の実験動物が、1年間に研究機関に販売されている。哺乳類に限って言

⁵ 数字は、10の位で四捨五入してある。

⁶ 昆虫などは、少なくとも日本実験動物協会によっては、実験動物として数えられていないとも言える。

えば、約537万1千600匹である。ということは、およそこれだけの数の実験動物（特に哺乳類）が毎年殺されていると考えられる⁷。「実験が終われば、動物はほとんどの場合安楽死処分される」そうだからである（太田：15）。その理由について、笠井憲雪は次のように述べている。

実験動物は、実験終了後に安楽死させられるとは限りません。……でもほとんどの動物実験では、実験動物は少なくとも二つの理由で安楽死させられます。／一つは、実験のあとに、実験目的とする心臓や肝臓などの臓器や組織を採取して、詳しく調べる必要があるためです。……もう一つの理由は、動物の苦痛が強いと判断されたとき、実験をそのまま続けることはせず、苦しみからできるだけ早く解放するために安楽死させることです。（太田：128～129）

要するに、1つ目の理由は、実験がその性質からして死を伴う、致命的な実験だということであり、2つ目の理由は、苦痛が強すぎるということである。では、ここで考えてみよう。私たちは、致命的な実験を自分の子供に行うだろうか。行わないだろう。苦痛が強すぎて安楽死させざるを得ないような実験を自分の子供に対して行うだろうか。行わないだろう。ということは、そうした動物実験、典型的なほとんどの動物実験は、許されない。別の言い方をすれば、こうした実験では、動物の利益が考慮されていない。こうした実験のどこに、動物の利益があるのだろうか。

ではなぜ、こうした動物実験が行われるのだろうか。ここで、バーナード・ローリンによる説明を紹介したい。ローリンによれば、動物実験の背景にあつて、残虐な動物実験を可能にしているのは、科学の思想（ideology）ないし思想的前提である。それは、次の2本柱からなる。第1は、科学は価値自由だという考えである。つまり、科学は客観的事実に関わるのであつて、価値や倫理とはなんの関係もない、というのである。したがって、科学者は倫理にかかずらう必要もないということになる（Rollin：79～80）。第2は、心的状態は観察や実験で確かめられないので、動物の意識は科学的探求の埒外にあるという考えである。この考えによって、苦痛の経験が科学的世界観から消去されたのである。その結果、動物が痛み苦しんでいても、その痛み苦しみが科学者の目には見えない（Rollin：80～81）。

このような科学者の態度を如実に示すものとして、ピーター・シンガーは、哲学者ロバート・ノジックと3人の科学者のやりとりを紹介している。少し長くなるけれども、シンガーの著書から引用しておきたい。

⁷ 実際には、研究機関で自家繁殖した動物数も加える必要がある。

このような動物に対する「科学的」な態度は、一九七四年十二月に、広範な視聴者の面前にさらされた。そのときアメリカの公共テレビネットワークが、ハーバード大学の哲学者ロバート・ノジックおよび動物を使って研究をしている三人の科学者を登場させたのである。そのプログラムはフレッド・ワイズマンの『霊長類』という論争的な番組の続編であった。『霊長類』は、ジョージア州アトランタにあるヤーキス霊長類センターの内部をうつしたものであった。ノジックは科学者たちに、実験によって何百頭もの動物が殺されるであろうという事実を、これまでに科学者たちが実験を思いとどまらすべき理由として考えたことがあるかとたずねた。科学者の一人は「聞いたことがありません」とこたえた。ノジックはさらにたたみかけた。「動物たちはまったく考慮に値しないのですか？」ヤーキス・センターのA・ペラキオ博士は「なぜ考慮しないといけないのですか？」とこたえたが、マサチューセッツ工科大学のD・バルティモア博士は、動物実験が道德上の問題を提起するとは少しも思わない、とつけ加えた。(シンガー1988:94)⁸

ローリンの説明にもどろう。科学の思想的前提に対して、第1に、たとえ百歩譲って科学が価値自由だとしても、科学者は価値自由ではない。科学者は他の誰とも同じように毎日、朝から晩までさまざまな価値判断をしながら生きている。第2に、私たちは自分の痛み苦しみを直接経験して知っている。自分の身体と他の人や動物(哺乳類)の身体が同じように出来ているかぎり、他の人や動物も苦痛を感じていると考えざるをえない。自分の痛みが目で見ることができないからといって、自分が直接経験している痛みを否定することができるだろうか。できない。これくらいことは、古代から現代に至るまで、通常人の常識にとって明白である。

私がこのように批判すると、ローリンの説明は、40年も50年も昔の話だといわれるかもしれない。あるいは、アメリカや欧州の話にすぎないと言われるかもしれない。少なくとも現代の日本では、医学などの科学研究が価値自由だとか、動物が苦痛を感じないなどと考えている研究者は誰一人いない、と言われるかもしれない。では、なぜ現在の日本でも動物が実験によって次々と殺されていくのか。その論理を検討しよう。すでに引用した笠井は、「なぜ、動物で実験するの?」という質問に対して次のように答えている。少し長いけれども引用しよう。

⁸ シンガー2011:103も参照。ちなみに、フレッド・ワイズマン(1930年～)は、アメリカ合衆国の映画監督である。またD・バルティモア博士(1938年～)は、この放送の翌年1975年にノーベル生理学医学賞を受賞している。現在は、カリフォルニア工科大学教授である。

新しい薬が作られても、ほんとうに効き目があり、副作用はないのでしょうか？／あるいは、新しい手術方法や器具が開発されたときに、ほんとうに従来の方法や器具よりすぐれているのでしょうか？／それをすぐにヒトで試すわけにはいかないの、動物のからだです。／また医師の手術技術を見がくためにも、動物のからだを使ってトレーニングがされています。……世界にはいのちにかかわる病気や伝染病で苦しんでいるヒトがたくさんいます。そのなかには、まだ有効な治療法が見つかっていない病気も数多くあるのです。／そして、生命科学や生物学でも動物を使った研究や実験は必要不可欠です。／ヒトや動物がどれだけすぐれた能力をもっているのか／またある状況におかれたとき、どんな行動や心理をしめすのか？またヒトや動物の持つ遺伝子が体の中でどのような働きをしているか、病気とどんな関係にあるかなどなど。／まだまだわかっていない多くのナゾがあります。／だから、これからもどうしても動物を使って研究せざるを得ないのです。（太田：116～117）

ここでは、4つの理由が挙げられている⁹。第1に、新しい薬や手術方法や器具が開発されたときに、ヒトで試す前に、動物で試す必要がある。第2に、医師が手術技術を見がくために、動物のからだを使って練習する。第3に、いのちにかかわる病気や伝染病で苦しんでいる患者さんを救うために、治療法を見いだす必要がある。第4に、生命科学や生物学で、まだまだわかっていない多くのナゾがある。

しかし、第1に、ヒトで試そうと考えられている薬などを、事前に人以外の動物で試すのに、どうして実験動物を殺す必要があるのだろうか。安全性を確認するためには、安全であることを確認すれば足りるのであって、それ以上に実験動物を苦しめる必要はないだろう。第2に、医師の練習は、練習用器具を用いて行うこともできる。現実には、医師は少しずつ実際に手術をしながら上手になっていくのだろう。もちろん、医師が練習することは悪いことではないので、人間の死体を使って練習することもできるだろう。また仮に動物を使って手術の練習をするとしても、手術がうまく行けば実験動物を殺す必要はない。言い換えれば、人以外の動物を練習台として利用する場合には、実験動物を殺したり苦しめたりしない範囲内で行うべきである。第3の理由については、すでに第2節で第3の批判に対して述べた通りである。すなわち、新しい治療法を見い

⁹ 大和田も「動物実験は必要か？」という問いを立て、笠井とほぼ同じように4種類の目的を挙げて、4種類の動物実験を区別している。大和田の場合、第1は、医学的知識、技術の進歩のための実験であり、第2が生物の普遍的な知識を獲得するための実験であり、第3が製品の安全性を評価するための実験であり、第4が教育目的の実験である（大和田：87）。

だしてもらふことは患者の基本的な人権ではないので、それよりも人間以外の動物の生命権のほうが優先する。第4に、たしかに人間には知的好奇心がある。知的好奇心を満たすのは、おもしろいことでもあり有意義なことでもある。したがって、科学も1つの価値ではあるだろう。しかし、科学的真理の探求のためにはなにもしてもよい、ということにはならない。例えば、嘘をつくな、盗むな、傷つけるな、というような道徳的義務は、真理の探求をも制限する¹⁰。言い換えると、傷つけるなという道徳的命を犯さない範囲内で、私たちは真理を探究すべきなのである。

もう1人、八神健一は、次のように述べている。

研究のために動物を犠牲にせざるを得ない（八神：208）

しかし、「研究のために動物を犠牲にせざるを得ない」のであれば、研究をしなければよいだけの話である。あるいは別の言い方をすれば、動物を犠牲にせざるを得ないような研究を止めて、動物を犠牲にしなくてもできる研究をすればよいだけの話である。このように考えてくると、どうも八神は、次のように考えているように思われる——すなわち、動物を犠牲にする研究をしなければならない、と。八神は、次のようにも書いている。

ホモ・サピエンスである人間が自分達の肉体や精神が形成される過程を知り、病気を知り、健康を得たいと考えるのは人間が進化の過程で獲得した特性であり、難病をもって生まれた人は、命の灯が消える前に、新治療薬が開発されることを待ち望んでいます。（八神：216）

これはたしかにそうかもしれない。しかし、私たちが何をするかは決定論的に決められているわけではない。私たちには、行為の自由がある。したがって、私たちは、どのような研究を行い、どのような研究を行わないかを自分で決めている。患者さんは、新治療薬の開発を待ち望んでいるだろう。医者は、患者さんを治してあげたいと思っているだろう。だからといって、何をしてもよいということにはならない。動物を犠牲にするべきではない。むしろ人間やその他の哺乳類を傷つけない仕方で、治療等に当たるべきである。

もう1人、黒澤努は、次のように述べている。

¹⁰ 例えば「ヘルシンキ宣言」の第8項でも、新しい知識を得るという目標が「個々の被験者の権利および利益に優先することがあってはならない」と述べられている（世界医師会：107）。

難病の克服のためには動物実験が不可欠である。(黒澤：64)

こうした言明は、動物実験を正当化する言説の中でしばしば見られる¹¹。しかし、この文は曖昧である。それは、普遍量命題を意味するのだろうか。つまり、すべての動物実験が難病の克服のために不可欠だという意味なのだろうか。それとも、存在量命題を意味するのだろうか。つまり、難病の克服のために不可欠な動物実験が少なくとも1つ存在するという意味なのだろうか。もしすべての動物実験が難病の克服のために不可欠だという意味ならば、それは事実と反する。動物実験の中には、難病の克服のために不可欠ではない動物実験が、これまでにあったし、今でもあるだろうからである。反対に、難病の克服のために不可欠な動物実験が少なくとも1つ存在するという意味ならば、それは真実そうである。このことが示すのは、動物実験の中には難病の克服のために不可欠なものもあればそうでないものもあるということである。そうであれば、どのような動物実験ならば難病の克服のために不可欠であり許されるのか、どのような動物実験は難病の克服のために不可欠ではなく許されないのかをなるべく具体的に示すのが、動物実験の倫理であろう。そのような指針を示そうとする果敢な試みを一ノ瀬は行った。その点を私は高く評価している。ただし、本論冒頭で述べたように、一ノ瀬の提案に私は賛同しない¹²。

では、どのような動物実験の倫理を私は考えるのか。それをもう1度まとめておこう。被験者の利益が被験者の被害を上回るならば、動物実験は許容される。また被験者の被害が被害といえないような軽微なものである場合にも、動物実験は許される。もちろん、どちらの場合も、被験者本人またはその代理人による同意は、前提である。それ以外の場合には、動物実験は許されない。

これに対して、黒澤や八神や笠井は、どのような動物実験の倫理を考えるのだろうか

¹¹ 例えば、「医学、生命科学の教育、研究ならびに試験に際して動物実験は必要不可欠であり」(日本学術会議：4)、「動物実験は医学のあらゆる分野で必要、不可欠ですが、とくに生理学においては必須です」(日本生理学会)。

¹² ただし一ノ瀬の提案は、案外、厳しい。すなわち、道徳的配慮度が0.6以上の動物実験は許されない(一ノ瀬2011：325)。ということは、哺乳類を殺すような動物実験はまったく認められない。

か。一般的に「動物実験は必要だ」と主張するだけでは、充分ではない。第1にそのような主張は、あらゆる文脈ですべての動物実験が許されると主張しているかのような印象を与える。そうすると、人々は、「なんだ、要するになんでもありなんだ」と感じるだろう。その場合、本来正当なはずの動物実験も信用や説得力を失うだろう。第2に、そのような一般的な主張は、主張している人たちの中で1つの先入観を形成する。そして先入観は一定の態度・姿勢となって、他の可能性を見えなくする。例えば、「動物実験は必要だ」と思い込んでいれば、この動物実験が本当に必要かということを吟味する姿勢を蝕むだろう。あるいは、代替法を開発しようという姿勢を涵養しないだろう¹³。あるいは、動物実験の目的である研究が本当に必要かを批判的に吟味する姿勢を生まないだろう。そうではなくて、どのような動物実験ならば許されて、どのような動物実験は許されないかを見極める必要がある。そのためには、「動物実験は必要だ」というのが出発点ではなくして、「動物実験は許されない」が大前提であり、その上で、どのような動物実験ならば例外的に許されるかの条件をできるだけ正確に述べる必要があるだろう。

¹³ 代替法を開発するために動物実験が必要な場合には、どうしたらよいのだろうか。原理的には、動物実験をしないですむようにするために動物実験をするというのは本末転倒である。理想的理論としては、動物実験をまったくしないのが一番よい。しかしながら、実践的には、つまり当面の非理想的状況での実践としては、実験動物の犠牲をとまなうとしても代替法の開発によって多くの動物実験をしないですむようになるのであれば、それは改善だと思われる。ただし、その場合でも、本当に動物実験が必要かを精査するべきである。例えば、代替法が動物実験と同じように有効かを確かめるために動物実験が必要だと言われるかもしれない。その場合でも、新たに動物実験を行うよりも、既に行われた過去の実験データを参照したほうがよいだろう。

参考文献

- 浅野幸治 [2015]、「反動物実験論」、大阪大学医学系研究科医の倫理と公共政策学教室『医療・生命と倫理・社会』第12号：49～58。
- [2016]、「人格の程度から動物実験の倫理へ行けるか」、『豊田工業大学ディスカッションペーパー 第12号』、13頁。
- 一ノ瀬正樹、「動物たちの叫び」、一ノ瀬 2011：269～326 に所収。
- [2011]、『死の所有——死刑・殺人・動物利用に向き合う哲学』、東京大学出版会。
- 上野吉一・武田庄平編著、『動物福祉の現在——動物とのより良い関係を築くために』、農林統計出版、2015年。
- 太田京子、『ありがとう実験動物たち』、岩崎書店、2015年。
- 大和田一雄、「実験動物の福祉」、上野・武田：87～99に所収。
- 黒澤努、「動物福祉論と動物権利論」、大阪大学医学系研究科医の倫理と公共政策学教室『医療・生命と倫理・社会』第12号（2015年）：59～66。
- 国際医科学団体協議会（CIOMS）、「人を対象とする生物医学研究の国際倫理指針」（笹栗俊之訳）、2002年、http://www.med.kyushu-u.ac.jp/recnet_fukuoka/houki-rinri/pdf/cioms.pdf
- ピーター・シンガー [1988]、『動物の解放』（戸田清訳）、技術と人間。
- [2011]、『動物の解放 改訂版』（戸田清訳）、人文書院。
- 世界医師会、「ヘルシンキ宣言——人間を対象とする医学研究の倫理的原則」（日本医師会訳）、世界医師会2016：106～113に所収。http://dl.med.or.jp/dl-med/wma/mem/wma_mem_j.pdf
- [2016]、『WMA 医の倫理マニュアル 原著第3版』（樋口範雄監訳）、日本医師会。
- 日本学会協議、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」、2006年。<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-k16-2.pdf>
- 日本実験動物協会、「実験動物の年間（平成25年度）総販売数調査」（2014年）。
<http://www.nichidokyo.or.jp/pdf/production/h25-souhanbaisu.pdf>
- 日本生理学会、「動物実験について」、2009年。<http://physiology.jp/guidance/4804/>
- 八神健一、『ノックアウトマウスの一生——実験マウスは医学に何をもたらしたか』、技術評論社、2010年。
- Rollin, Bernard E. *Animal Rights and Human Morality*. 3rd Ed. Amherst, NY: Prometheus Books, 2006.

豊田工業大学ディスカッションペーパー 第14号

発行日 2017年2月17日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: asano@toyota-ti.ac.jp
